

仕 様 書

| | | |
|------|--|--|
| 案件名称 | 令和8年4月発行住まいのしおり印刷 | |
| 履行期限 | 令和8年3月25日 | |
| 数量 | (1) 本冊 ①日本語版 6,400 冊 ②英語版 1,000 冊 (2) 別紙 ①日本語版 6,400 部 ②英語版 1,000 部 | |
| | 頁数 | (1)①64 頁／1冊 (2)66 頁／1冊 (2)①②1頁(A4 片面)／1部 |
| 規 格 | 紙 質 | (1)表紙 マットコート紙 坪量 104.7g/m ² 四六判 90kg (1)本紙 マットコート紙 坪量 81.5g/m ² 四六判 70kg (2)上質紙 坪量 81.5g/m ² 四六判 70kg |
| | 仕上がり寸法 | (1)A4 (2)A4(挟み込むため少し小さめの仕様とする) |
| | 印刷方法 | (1)オフセット印刷 (2)写真製版印刷 |
| | 印刷内容 | (1)4色刷 (2)黒 |
| | 折加工 | (1)無線綴じ (2)加工無し |
| 原 稿 | 入 稿 日 | (1)(2)全て契約後1週間以内 |
| | デ ー タ | (1)①(2)①word データまたは pdf データで提供する。 (1)②(2)②pdf データで提供する。 |
| 校 正 | 回 数 | (1)①簡易校正 2回 本紙校正1回 (1)②簡易校正 1回 本紙校正1回 (2)①②簡易校正 1回 |
| | 提出先等 | (1)(2)共通 梅田住宅管理センター 大阪市北区梅田 1-2-2-700 大阪駅前第2ビル 7階 |
| 納品場所 | A 梅田住宅管理センター 大阪市北区梅田1-2-2-700 大阪駅前第2ビル7階 B 阿倍野住宅管理センター 大阪市阿倍野区旭町1-2-7-500 あべのメディックス5階 C 平野住宅管理センター 大阪市平野区喜連東4-4-35 東喜連第3住宅12号館南側 D 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所本庁舎1階 大阪市都市整備局住宅部管理課(管理グループ) | |

| | |
|------------|---|
| 納品単位 | <p>1 各納品場所への納品数については、別紙1 納品一覧表のとおりとする。</p> <p>2 (1)本冊①②の表表紙ともくじのページ間に(2)別紙①②をそれぞれ言語別に挟み込んだものを1セットとし、50セットごとに梱包すること。</p> <p>3 梱包した上面に内容物が解るように、品名、発行年(令和8年度)、部数、言語を表示すること。</p> <p>4 完成品デジタルデータ(PDF形式に変換したものを含む)を印刷終了後に納入すること。</p> <p>5 不測の事態により業務に関して疑義が生じた場合には、速やかに梅田住宅管理センターへ連絡するとともに指示に従うこと。</p> <p>6 納入については事前に担当と調整し、梅田住宅管理センターが指定する日時に行うこと。</p> |
| 仕様書の質問について | <p>応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上応札するものとする。</p> <p>質問受付期間経過後の疑義については受付しない。</p> <p>契約後における仕様書の疑義は、梅田住宅管理センターの解釈によるものとする。</p> |
| 契 約 | <ul style="list-style-type: none"> 契約金額は、写真植字・版下作成など印刷に関する経費や納品に関する経費等、一切を含めること。 |
| 支払方法 | <p>すべての納品完了確認後、公社所定の請求書による翌月末払いとする。</p> |
| 備 考 | <ul style="list-style-type: none"> 契約締結後、速やかに事業担当と印刷日程等の詳細について協議すること。 納品の際は、納品物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」を提出すること。 本市が提供した原稿、写真、イラスト等は使用後速やかに返却すること。 本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。 成果物に係る使用権及び著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう)は、大阪市住宅供給公社に帰属するものとする。 Dの納品場所については、車高2.1mを超える車両を使用して市役所本庁舎への荷物等の搬入・搬出がある場合は、搬入出日時・搬入出先・搬入出に使用する車両の「種類」「色」「車両番号」「車高」を実行日の3日前(土日祝日を除く)までに事業担当あて報告すること。ただし、車高が2.8mを超える車両での搬入等については、地下駐車場を利用できない。 |
| 事業担当 | <p>梅田住宅管理センター 大阪市北区梅田1-2-2-700 大阪駅前第2ビル 7階 TEL:06-6343-5012</p> |

住まいのしおり作成部数(納品一覧表)

| 納品先 | 日本語版 | 英語版 |
|--------------------------|-------|-------|
| A 梅田住宅管理センター | 2,200 | 300 |
| B 阿倍野住宅管理センター | 1,320 | 250 |
| C 平野住宅管理センター | 880 | 150 |
| D 大阪市都市整備局住宅部管理課(管理グループ) | 2,000 | 300 |
| 合計 | 6,400 | 1,000 |

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市住宅供給公社（以下「公社」という。）契約関係暴力団排除措置要綱（以下「要綱」という。）第2条第4号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、要綱第2条第8号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
- また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から要綱第2条第9号に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る公社の監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
- また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく公社に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、公社競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は、第3号に定める報告及び届出により、公社及び大阪市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じる。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合は、この限りでない。

特記仕様書

(法令等の遵守)

第1条 受注者及び受注者の役職員は、この契約業務の履行に際しては、常に法令等を遵守し、公正な職務執行に当たるとともに、公益通報(職務の執行に関する事実であって、法令等に違反するもの、人の生命、身体又は財産に危険が生ずるおそれがあるもの、環境を害するおそれがあるものその他不適正なもの(以下「通報対象事実」という。)が生じ、又は生じるおそれがある旨を通報することをいう。以下同じ。)に適切に対処しなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、この契約業務について公益通報を受けたときは、速やかに公益通報の内容を発注者(大阪市住宅供給公社(以下「公社」という。)総務部総務課)へ報告しなければならない。

- 2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実の調査に協力した者から、公益通報をしたこと又は公益通報に係る通報対象事実の調査に協力したことを理由として、公社又は公社の役職員から不利益な取扱いをされた旨の申出(書面により具体的な事実を摘示してされたものに限る。)を受けたときは、当該申出の内容を発注者(公社総務部総務課)へ報告しなければならない。
- 3 発注者とこの契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者(公社総務部総務課)へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者が行う公益通報に係る通報対象事実の調査及び不利益取扱いに係る申出についての調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る秘密の保持)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個人情報等の保護に関する受注者の責務)

第5条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報及び業務に係るすべてのデータ(以下「個人情報等」という。)を取り扱う場合は、個人情報保護の重要性に鑑み、公社個人情報保護基本規程、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

- 2 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 万一、個人情報等の漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合は、受注者は直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(個人情報等の管理義務)

第6条 受注者は、発注者から提供された資料等、貸与品等及び業務を行う上で得られた、又は成果物の作成のために受注者の保有する記録媒体(光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。)上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録するなど、適正に管理しなければならない。

- 2 受注者は、前項の記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な

保管室に格納する等適正に管理しなければならない。

- 3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返還等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を文書により発注者に報告する等、適切な対応をとらなければならない。
- 4 受注者は、発注者が求めた場合は、発注者へ記録媒体等を返還しなければならない。
- 5 受注者は、定期的に発注者からの要求に応じて、第1項の管理記録を発注者に提出しなければならない。
- 6 第1項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善を求めるとともに、発注者が受注者の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで業務を中止させることができる。

(目的外使用の禁止)

第7条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を、他の用途に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託・外部持出しの禁止)

第8条 受注者は、個人情報等を取り扱う業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者から文書による同意を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、発注者が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部に持ち出してはならない。

(複写複製の禁止)

第9条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者から文書による同意を得た場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に基づき作成された複写複製物の管理については、第6条を準用する。

(個人情報等の保護状況の検査の実施)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。

- 2 受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。
- 3 第1項の立入検査の結果、受注者の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、作業を中止させることができる。

(違反行為の是正等)

第11条 発注者は、受注者が第5条から第9条の規定に違反していると認めるときは、その行為の是正その他必要な措置を講ずるべき旨を求めることができる。

- 2 発注者は、受注者が前項に規定する求めに従わないときは、事実の公表を行うことができる。

(契約の解除及び損害賠償の請求)

第12条 発注者は、次のいずれかに該当するとき、受注者に対し、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1)受注者が、第3条に規定する調査若しくは第10条に規定する検査又は前条に規定する措置の求めに正当な理由なく協力せず、又は従わないとき
- (2)この契約による業務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責めに帰すべき理由による漏えい、滅失、き損等があったとき
- (3)前各号に掲げる場合のほか、この特記仕様書に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき